

○鴻巣市私道舗装等整備事業補助金交付要綱

平成9年3月19日告示第25号

改正

平成20年5月1日告示第172号

鴻巣市私道舗装等整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の私道の舗装その他の整備を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、地域の生活環境の向上を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、鴻巣市補助金等の交付に関する規則（昭和54年鴻巣市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における私道とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 幅員4メートル以上かつ延長15メートル以上で、5戸以上の家屋が接して建築されており、特定の個人、企業等の用に供するものでないもの
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合しているもの

(補助事業者の行う事項)

第3条 補助事業者は、規則第9条に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 構造及び工事費用の見積額等について、市長と事前に協議すること。
- (2) 私道境界は、関係者において事前に明確にし、市に負担をかけないこと。
- (3) 市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (4) 工事施工業者が、鴻巣市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に登載されたものであること。
- (5) 工事着工後、市の中間検査及び完了検査を受けること。
- (6) 事業完了後の維持管理については、補助事業者が行うこと。

(補助の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業 私道舗装等整備事業
- (2) 補助対象経費 私道を利用する者が私道を舗装し、若しくは私道に側溝又は排水管の布設を行う場合に要する経費

(補助額)

第5条 補助額は、予算の範囲内において、補助事業者負担額の5分の2以内とし、150万円を限度とする。

(交付申請書の提出期限等)

第6条 規則第5条の補助金等交付申請書の提出期限は、毎年4月1日から6月30日までとする。

ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 規則第5条第2号の收支予算書の添付は、要しない。

3 規則第5条第4号の市長が必要と認めた書類は、工事見積書並びに私道敷地及び隣接地のすべての権利者の承諾書とする。

(実績報告書の提出期限等)

第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、補助事業完了後、速やかに提出するものとし、提出期限は翌年1月31日までとする。

2 規則第11条第2項の市長が必要と認める書類は、事業出来形管理資料一式とする。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金は、完了検査終了後40日以内に交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第172号）

この告示は、公布の日から施行する。